

平成27年度第4回  
札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：平成27年11月19日（木）午前10時開会  
場 所：札幌市役所 18階 第2常任委員会会議室

札幌市環境局

## 1 出席者

### (1) 第八次札幌市環境影響評価審議会委員

村尾 直人 北海道大学大学院工学研究院 准教授  
松井 利仁 北海道大学大学院工学研究院 教授  
早矢仕 有子 札幌大学 地域共創学群 教授  
内藤 華子 元 石狩浜海浜植物保護センター 学芸員  
森本 淳子 北海道大学大学院農学研究院 准教授  
吉田 恵介 札幌市立大学大学院 デザイン研究科 教授  
黄 仁姫 北海道大学大学院工学研究院 助教  
半澤 久 北海道科学大学 寒地環境エネルギーシステム研究所 所長  
計 8名

### (2) 事務局

札幌市環境局環境都市推進部環境管理担当部長	高木 浩
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境共生推進担当課長	米森 宏子
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境影響評価担当係長	北口 順一
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境管理係	奥山 力

## 2 傍聴者

1名

## 3 報道機関

北海道建設新聞社

## 1. 開 会

○村尾会長 おはようございます。

お忙しいところをご出席いただき、ありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから、平成27年度第4回札幌市環境影響評価審議会を開催いたします。

本日は、答申のことについてお諮りするわけですが、前もってメールで案をお送りしております。そういった関係もあり、恐らくいつもよりは早く終われるかと思っております。皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、事務局より、委員の出席状況の報告並びに配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） おはようございます。

重ねまして、ご多忙のところ、スケジュール調整をいただき、お集まりいただきましたことに、改めてお礼を申し上げたいと思います。

まず、委員の皆様のご出席状況でございます。

本日、事前に欠席ということで佐野委員、川崎委員、宮木委員、増田委員、遠井委員、赤松委員からご連絡をいただいているところでございます。また、碓山委員から、急遽、体調がすぐれないということで欠席のご連絡をいただいております。

現在、8名の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、委員総数の半数以上となっておりますので、審議会規則第4条第3項に基づきまして、この会議は成立していることをご報告申し上げたいと思います。

続きまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。

次第、座席表、委員名簿でございます。それから、資料1といたしまして、札幌市環境影響評価条例における放射性物質の取り扱いに係る答申書の写しというつづりになったものがございます。それから、資料2-1の駒岡清掃工場更新事業計画段階環境配慮書についての案の1枚物、それから、A3判の資料2-2、審議会における意見、質問と答申書案についての1枚物、それから、A3判の資料3、議事概要及び審議会の意見、質問等というものをお配りしております。

何か欠けているものなどございませんか。

よろしければ、村尾会長、引き続き会議の進行をよろしく申し上げます。

## 2. 議 事

○村尾会長 それでは、最初の議題は、札幌市環境影響評価条例における放射性物質の取り扱いについての答申でございます。

前回の審議会でご答申書本文の案をご審議いただきました。その後、事務局より答申案をお示ししておりましたが、特にご意見はございませんでしたので、そのまま答申とさせていただきます。

それでは、答申させていただきます。

「札幌市環境影響評価条例における放射性物質の取扱いについて。

1、答申。

札幌市環境影響評価条例（平成11年条例第47号）において放射性物質による汚染を適用除外とする第53条第1項の規定を削除することが適当である。

2、答申の理由。

これまで、環境法体系において放射性物質による汚染は適用除外とされてきた。また、札幌市環境影響評価条例にも同様の規定が置かれている。

しかし、東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生し、放射性物質が一般環境中に拡散したことから、今後、類似の問題に対応することを念頭におき、環境法体系の下で放射性物質による環境汚染の防止のための措置を行うことができることを明確に位置づけることが必要となった。

そこで、平成24年9月に環境基本法（平成5年法律第91号）が、平成25年6月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）が、それぞれ改正され、放射性物質を適用除外とする規定が削除された。また、環境影響評価に係る関連規定についても、平成27年6月1日までに全て改正されている。

当審議会では、札幌市環境影響評価条例における放射性物質の取扱いについて、様々な観点から審議を重ねてきたところである。上記のような国の動向等に加え、札幌市地域防災計画『原子力災害対策編』においても、原子力災害後の中長期対策として放射性物質による環境汚染に対し、必要な措置を講ずることとされていることから、本市において今後対象となる案件について遅滞なく対処することが必要である。

このことから、当審議会としては、札幌市環境影響評価条例第53条第1項の規定を削除し、放射性物質による汚染についても環境影響評価の対象とすることが適当であるとの結論に至った。」。

以上でございます。

〔答申書の手交〕

○事務局（高木環境管理担当部長） ありがとうございます。

○村尾会長 ありがとうございます。

具体的にどのような案件がこれから出てくるかということが想定できない中で、なかなか難しい審議をお願いいたしました。今後は、技術指針として、国の基準あるいは国際的な基準、そして何よりも市民の方々の理解を得るといったなかなか難しいことが待ち受けてございますが、とりあえず、枠組みができて、今後は細かい点についてまた審議をいただくことになろうかと思っております。今後もしよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、次の議題に入ります。

駒岡清掃工場更新事業計画段階環境配慮書についてです。

答申案について、事務局より説明をいただきます。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 環境影響評価担当係長の北口でございます。

私から、駒岡清掃工場の環境配慮書の答申案についてご説明させていただきます。

お手元の資料２－１をごらんください。

こちらが駒岡清掃工場更新事業の計画段階配慮書の答申の案でございます。中身を読み上げる前に、全体の構成について簡単に述べさせていただきます。

こちらの答申書原案では、これまでの審議の中で各委員の皆様方からいただきましたご意見、ご指摘の事項についてある程度網羅した形になっております。さまざまなご指摘をいただきましたが、そのうち環境影響評価手続全体に関係するような事項及び環境保全措置に関する事項については、１番の総論でまとめて言及しております。環境影響評価の手法に関する事項、いわゆる方法書において内容を反映すべき事項となるかと思いますが、こちらについては、２番の各論で述べる形としております。２番の各論については、多岐にわたりますので、施設の存在及び供用、工事の実施、その他、これは試運転期間の言及がございましたが、この三つに分かれて、それぞれ技術指針の中の環境要素の順番に並べております。これまでいただいたご指摘事項のどのようなご意見が答申案のどの部分に反映されているのかというものを資料２－２にまとめてございます。こちらは、前回の審議会でもお配りしていますが、これまでいただいた議論、ご指摘事項をまとめたものの中でそれぞれ答申案のどの部分に関係しているのかというものを左端の欄に追加しまして、この答申書の順番に並べかえたものでございます。

なお、前回の資料で言及した指摘事項などをまとめたものについては、資料３にもともとのものがありますので、こちらもおわせてご参照ください。

それでは、順番に読み上げて説明させていただきます。

記書きの下のところから読み上げさせていただきます。

「配慮書にある複数案に関して、今後、事業者は次の事項を十分に踏まえ、本事業に係る施設の配置及び構造その他の事業計画並びに環境影響評価の手法に反映させるよう、留意すべきである。

#### １、総論。

今後の環境影響評価手続きにおいては、環境基準等との比較にとどまらず、最新の技術に基づく設備及び手法を導入する等、実行可能な範囲で環境影響を回避、低減できるような環境保全措置を講ずるよう、努めること。」とさせていただきます。

こちらについては、資料２－２で対比いたしますと、松井委員から、基準値を満足するということが、アセスメントではなく、どこまでベストを尽くしたのかというものが評価されるべきであるというご意見がありました。続きまして、宮木委員から、例えば日影できないような工夫をした設計ができないのかというご意見がありました。黄委員からございました高効率発電とは具体的にどういう装置であるのか。及び、ごみの処理の減少量はどの程度で、削減の主要因が高効率発電と考えてよいのかというご意見がありました。また、本日はご欠席でございますが、遠井委員から、例えば重油をバイオマスに置きかえる

等、温室効果ガスのさらなる排出削減を目指すべきではないかというご意見がありました。

これらの部分が、環境影響評価手続全般に関することであつたり、あるいは、環境保全措置としてとられるべき内容になりますので、こちらの部分も一括して総論の中に入れてさせていただいております。例えば、全体的な事項としまして、環境基準の比較にとどまるという表現や、そのほかの設備その他につきましては、最新の技術に基づく設備及び手法を導入するというところでまとめさせていただきました。

続きまして、2番の各論に入ります。

(1)の施設の存在及び供用についてのところを順番に読み上げます。

まず、ア、大気質について、逆転時の短期高濃度現象を対象として、事業予定地の地形及び気象条件を考慮した環境影響評価を行うこと。こちらは、村尾会長から、今回、地形が複雑な場所であるため、それを考慮してほしいということがありました。また、できる限り気象台のデータを使うべきであるという意見がございまして、こちらを反映させたものとなっております。

次に、イ、低周波音について環境影響評価を行うこと。こちらは、松井委員より、評価項目に低周波音を含めるべきではないかというご指摘がございましたので、記載させていただいております。

次に、ウとエはまとめて読み上げさせていただきます。ウ、動物及び植物について希索性、地域生態系の代表性、分布の特異性等の観点から保全対象とする種を選定し、環境影響評価を行うこと。エ、生態系について、上位性、典型性及び特殊性の視点から特に配慮すべき保全対象とする生物種または生物群集を選定し、環境影響評価を行うこと。こちらにつきましては、資料2-2の下にある宮木委員の意見ですが、類型区分、指標種の選定が適切ではないのではないか、また、早矢仕委員からも同じような趣旨のご質問、ご指摘がございまして、こちらを反映させております。

ウとエに分かれているのは、技術指針上、配慮すべき事項について表現の若干異なっており、技術指針の文言を変に崩すわけにはいきませんので、この部分をウとエに分けて記載させていただいております。

オ、景観について、近隣における建築物による圧迫感に留意し、環境影響評価を行うこと。こちらは、資料2-2では裏面の一番上に、吉田副会長から、道路近傍に40メートルの高さの建物が建っていることによる圧迫感があるのではないかと、圧迫感について配慮していただきたいというご指摘がございまして、こちらで反映させております。

(1)は以上でございます。

続きまして、(2)の工事の実施について、続けて説明させていただきます。

ア、大気質について、工事車両による影響について再検討を行い、適切な項目を追加すること。こちらは、資料2-2の上から2番目になりますが、内藤委員から、工事中は車両が増加するため、工事中の大気への影響を評価するべきという意見がありました。このときに、常に配慮書では粉じんについて言及があったのですが、これでは不十分ではない

かというご指摘でした。このことから、検討した結果、粉じんが入っていることになりま  
すので、再検討の上、適切な項目を追加するようにという表現にさせていただきました。

続きまして、イ、動物、植物及び生態系について環境影響評価を行うこと。これは、早  
矢仕委員から、工事中の動物その他への影響が評価の項目として含まれていないため、実  
施するべきであるという意見がございまして、生態系も含めて環境影響評価を行うことと  
記載させていただいております。

資料2-1の裏面になりますが、ウとエにつきましては、先ほど(1)の施設の存在及び  
び供用についてのウとエと同じでして、理由も同じでございますので、割愛させていた  
だきます。

最後に、(3)その他の部分になります。

こちらは一つだけで、試運転期間中に新旧両施設が稼働することに留意して環境影響評  
価を行うこと。こちらは、森本委員から、3カ月間にわたる試運転期間がございまして、  
新旧両施設が稼働している場合でも基準を満たせるかどうか、方法書以降で検討すべき  
であるというご指摘がございまして、こちらに盛り込んでございます。

今回の配慮書の答申案の説明については以上でございます。

○村尾会長 ありがとうございます。

この案につきましては、前もってメールでお諮りしてきたところでございます。今月中  
に市長意見を出したいということなので、この会議に出席いただいている皆様で意見をま  
とめたいと考えております。全体的なことで抜け落ちがないか、また、個々の指摘の中で  
表現が好ましくなくて少し訂正したほうがいいのではないかとこのところがございましたら  
、ご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

今回、初めての環境配慮書の審議でした。遠井委員からもご指摘がございましたけれど  
も、今回の場合、更新事業だったせいで、通常のアセスメントとは異なる状況があります。  
通常、総論や機能を主体に書くようなところに、準備書の頭にこの事業はこういうもので、  
アセスメントにおいて重要な点はこういうところなのだということをいつも書いておりま  
した。今回は、そういうことも書けて、私たちと事業者がどういう点に重点を置いてアセ  
スメントを進めていけばいいかというところを共有して進めていけるのが一番いいのでは  
ないかと思っておりました。更新事業ですので、今のところ、特にこういう点が重点だとい  
うところはないような気がしています。そのような点を強調するということができてはい  
ないのですが、総論としてはこういうことかなと思っております。

何かございませんか。

○半澤委員 半澤です。

きのうメールでいただいたときには気がつかなかったのですが、各論のアのところ  
で、専門用語が出てくるのはいたし方ないと思うのですが、「逆転時」という言葉がいきなり  
出てきています。これは、一般の方々には少しわかりにくい表現かと思っております。この言葉  
が出てきた経緯とか、私はそのときの議論に参加していないのですが、これは説明しなく

ていいのかなと思いました。いかがでしょうか。

○村尾会長 これは、実は、案をいただいた段階では入っていないで、私が入れたほうがいいのではないかと思ったのです。というのは、北海道でのアセスメントは大体そうなのですが、大気汚染の評価は年平均値で考えるのが多く、それに関しては全く心配しなくていいだろうということがあり、そうとられないで、具体的に秋から冬の1日の高濃度みたいなものをしっかりやってくださいと。逆に言うと、私自身、配慮書に対してずっと思っていたのですが、今回は別にして、一般的に北海道でやる事業の中で、大気はそんなに気にする必要がないものが結構あるのです。配慮書において、極端な話、もう大気はやらなくてもいいよということさえできれば書きたいと思っていたのです。大気はやめて、ほかのもっと大事なことにお金を使いなさいということさえ言ってしまいたいということがございました。

そういう意味では、今回のアセスに関しては、夏の調査はしなくていいと。一般的に、夏と冬に調査をして現況を把握するということをやるのですけれども、夏のお金は全て冬にかけてしまって、冬に2倍、調査をしなさいということを読み取ってほしいという意味で書きました。ただ、確かに「逆転時」といきなり聞くと、一般の人は何が逆転しているのかよくわからないので、どういう言い方がいいでしょうか。秋から冬ですね。「秋季及び冬季の」にしましょうか。

○半澤委員 逆転層のことを言っているのですね。そこは、一般の方々は物理的なことをよく理解していないので、こういう表現だと少しわかりにくいのではないかと私も思います。ここでおっしゃっていることはそのとおりだと思うので、これに関しては全く異議はないです。ただ、ほかの項目も専門用語はあるのですが、多少、割と一般性のある言葉が使われているので、ここだけ少しわかりにくいと思いました。

○村尾会長 それでは、「秋季及び冬季の」に変えましょう。

○半澤委員 受け取られる方が理解されればいいと思います。

○村尾会長 これで事業者はわかってくださると思います。

ほかはいかがでしょう。

○松井委員 大気汚染とは異なるのですが、悪臭についても同様ですね。ここに大気質及び悪臭と入れてもいいのではないかと思ったのです。

○村尾会長 そうです。大気質といった場合は悪臭は入らないですね。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 入らないです。

○村尾会長 それでは、大気質及び悪臭についてと。こういう清掃工場ですので、わずかな期間でも悪臭が出ますと、住民の方々にとって迷惑施設という意識が非常に高まります。せつかく新しくするのですから、そうならないようなことを考えたほうがいいですね。

○事務局（高木環境管理担当部長） 今の点は、アのところですか。

○松井委員 （1）のアです。

○事務局（高木環境管理担当部長） イの低周波と絡めて環境影響評価を行うという書き

方もあると思います。と申しますのは、廃棄物施設なので、言い方はちょっと変ですが、年がら年中、悪臭の可能性はあります。そういう意味では、秋季、冬季だけではなくて、全般にアセスをやるよという意味でイに入れるという考えもあるのですが、どちらがよろしいでしょうか。

○松井委員 悪臭は評価項目として選定されていたと思うのです。ただ、評価をするときに、大気汚染の有害化学物質と同様、通常は冬季に高濃度のものが近隣に行きますので、年平均を求めていただくより、もともと悪臭の規制は年平均はやらないですが、大気質と同様の扱いでやっていただいたほうがいいのではないかと思います。

○事務局（高木環境管理担当部長） では、メリハリをつけるという意味で、アに書くということですね。

○松井委員 そうです。この時期だけやってもらったら、十分に達成可能ですね。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） それは、秋、冬でよろしいですか。

○松井委員 これは、村尾会長に……。

○村尾会長 秋、冬で十分だと思います。

ほかはどうですか。動植物もこんな表現でよろしいですか。ありがとうございます。

今、直しが入ったのは、総論の前の下から2行目の「事業計画及び」を「事業計画並びに」と変更することと、各論の（1）のアについて、大気質については、「大気質及び悪臭」か、「大気質、悪臭」か、表現はお任せしますが、それについて、「逆転時の」をやめて、「秋季及び冬季の」とする点でございます。

そんなところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○村尾会長 ほとんど軽微な修正でして、答申書の内容を大きく変更するものではございませんでした。先ほどありましたとおり、市長意見を出す期限が近いということもございますので、今申し上げた箇所を修正した上で、本日、この場で答申をしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○村尾会長 ありがとうございます。

○事務局（北口環境影響評価担当係長） 修正点がございますので、新しく作り直すため、10時45分まで休憩をとっていただければと思います。

○村尾会長 わかりました。45分まで休憩にして、その後、答申をして、議題は終わるかと思いますが、では、45分に再開いたします。

[ 休 憩 ]

○村尾会長 それでは、再開いたします。

答申書が直っているようですので、答申させていただきます。もう少しおつき合いくだ

さい。

「駒岡清掃工場更新事業計画段階環境配慮書について（答申）。

平成27年10月19日付け札環対第50853号にて当審議会に諮問のあった標記の件について、下記のとおり結論を得たので答申する。

記。

配慮書にある複数案に関して、今後、事業者は次の事項を十分に踏まえ、本事業に係る施設の配置及び構造その他の事業計画並びに環境影響評価の手法に反映させるよう、留意すべきである。

#### 1、総論。

今後の環境影響評価手続きにおいては、環境基準等との比較にとどまらず、最新の技術に基づく設備及び手法を導入する等、実行可能な範囲で環境影響を回避、軽減できるような環境保全措置を講ずるよう努めること。

#### 2、各論。

##### （1）施設の存在及び供用について。

ア、大気質及び悪臭について秋季及び冬季の短期高濃度現象を対象として、事業予定地の地形及び気象条件を考慮した環境影響評価を行うこと。

イ、低周波音について、環境影響評価を行うこと。

ウ、動物及び植物について、希少性、地域生態系の代表性、分布の特異性等の観点から保全対象とする種を選定し、環境影響評価を行うこと。

エ、生態系について、上位性、典型性及び特殊性の観点から特に配慮すべき保全対象とする生物種又は生物群集を選定し、環境影響評価を行うこと。

オ、景観について、近隣における建築物による圧迫感に留意し、環境影響評価を行うこと。

##### （2）工事の実施について。

ア、大気質について、工事車両による影響について再検討を行い、適切な項目を追加すること。

イ、植物、動物及び生態系について、環境影響評価を行うこと。」。

ウ、エについては前項と同じでございます。

##### 「（3）その他。

試運転期間中に新旧両施設が稼働することに留意して環境影響評価を行うこと。」。

以上です。

〔答申書の手交〕

○事務局（高木環境管理担当部長） ありがとうございます。

○村尾会長 ありがとうございます。

初めての配慮書の審議でございましたけれども、これが事業者によく伝わって方法書の審議がスムーズに行くように、また、今回の指摘事項がきちんと方法書に反映されるか

どうか、反映されているかどうかともまた見ていく視点になろうかと思えます。

それでは、本日の議題は全て終了いたしました。予定どおり1時間で終わりました。ありがとうございました。

それでは、事務局に進行をお返しいたします。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） 村尾会長、ありがとうございました。

では、本日、2本の答申をいただきました。これに当たりまして、環境管理担当部長の高木より、一言、ご挨拶を申し上げます。

○事務局（高木環境管理担当部長） 環境管理担当部長の高木です。

委員の皆様におかれましては、本日、お忙しい中、審議会へのご出席、そして、ご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

先ほど、村尾会長より、放射性物質に関する取り扱い、駒岡清掃工場の環境配慮書に関して答申をいただきました。

委員の皆様におかれましては、放射性物質につきましては4月の諮問から、また、駒岡の関係につきましては7月の事前説明からの長きにわたりいろいろなご議論をいただきまして、まことにありがとうございます。感謝を申し上げます。

放射性物質の取り扱いにつきましては、来年中の条例改正に向けて、今後、北海道など関係機関との協議を進めていきたいと考えております。また、先ほど会長からもコメントをいただいておりますけれども、環境影響評価を具体的に進めていく中で今後必要となります技術指針の策定が必要になるかと思えますが、この策定に当たりましても、またアセス審議会の委員の皆様のご助言、ご意見等をいただきながら進めてまいりたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、駒岡清掃工場に関する配慮書でございますが、これも会長のコメントにございましたが、配慮書審議の初めての事例でございました。先ほどいただきました答申を踏まえて、今月中には市長意見を述べたいと考えております。

今回の新たな手続である配慮書手続を行うことによりまして、事業者による的確な環境影響評価の実施、さらには環境保全に配慮した事業計画が、今後、策定されていくものと期待しているところでございます。

今後とも、札幌市が行います環境影響評価手続につきまして、皆様のご助言、ご協力をお願い申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

### 3. 閉 会

○事務局（米森環境共生推進担当課長） それでは、委員の皆様には、スケジュール調整をいただき本日ご出席いただきましたことに、改めてお礼を申し上げたいと思えます。

なお、次回の審議会ですが、今、具体的な案件がございませんので、皆様にご審議いただく内容が固まりましたら、改めて日程調整等をお願いしたいと考えております。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上